

新任研修		新任 講習	現任研修 (2日間)	自主研修			命令		
地理 試験	地理試 験不要			自主	安全	接客	研修	講習	
地理試験受験ブロック			中ブロック	北ブロック	南ブロック				

研修受講申込書

平成 年 月 日

公益財団法人 大阪タクシーセンター 殿
 TEL:06-6933-5616~7
 FAX:06-6933-5612

事業者名

(ふりがな) 受講者氏名	年齢	生年月日
	才	昭和 平成 年 月 日生
	才	昭和 平成 年 月 日生
	才	昭和 平成 年 月 日生

※ 受講する研修種別に○印(上段)を付けて下さい。

- 新任研修・・・新たにタクシー運転者になろうとする者に対して、タクシー事業者が行うこととされている10日間の指導の内、事業者からの委託を受けてセンターが行う**3日間の研修**
- 新任講習・・・登録を行うための有効な講習修了証を取得するために研修の受講を申し込んだ者に対する**2日間の研修**(新任研修と同時にを行います。)
- 現任研修・・・指定地域内の営業所において新たに採用された運転者で、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項の規定に該当しない運転者に対する**2日間の研修**
- 自主研修・・・事業者が運転者に対する研修の必要性を認めて、センターに研修を委託した者に対して行う**1日間の研修**
- 命令研修・・・道路運送法第28条第2項の規定に基づく研修の命令を受けた者に対して行う研修
- 命令講習・・・タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の命令を受けた者に対して行う研修

※ 受講者が地理試験を受験するブロックに○印(上段)を付けて下さい。

- 中ブロック(淀川以南大和川以北)
西淀川区・淀川区・東淀川区を除く大阪市・東大阪市・八尾市・守口市・門真市
- 北ブロック(淀川以北)
池田市・箕面市・茨木市・高槻市・摂津市・島本町・豊中市・吹田市
西淀川区・淀川区・東淀川区
- 南ブロック(大和川以南)
堺市・高石市・泉大津市・和泉市・忠岡町